

平成29年10月17日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿八丁目3-23

ローズガーデンテラス1階、B1階

株式会社IAM 代表取締役 山田 淳二 殿

インターナショナル・メディア学院

学院長 堀川 りょう 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉 浦 市 郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2
KS千種ビル6階F
事務局長 野 澤 厚 美
TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社のインターナショナル・メディア学院規約について、消費者保護の観点から検討した結果、条項等につき、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れを致しますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成29年11月17日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第3条（受講費用）

(3) 中途解約

2年間のカリキュラム途中の解約はできません。

(5) その他

お支払い頂きました初期費用・授業料はいかなる理由でも返金出来かねます。入学手続完了後は、授業の受講有無に関わらず初期費用の支払義務が生じます。

1 申入れの趣旨

- (1) 第3条（3）につき、削除するよう求めます。
- (2) 第3条（5）につき、削除するよう求めます。

2 申入れの理由

(1) 申入れの趣旨（1）について

貴社インターナショナル・メディア学院（以下、「貴学院」といいます。）と生徒との契約は、消費者契約法2条3項所定の消費者契約に該当しますが、貴学院規約第3条（3）によって、いかなる理由があっても解約を認めないとするのは、民法上の詐欺取消、制限行為能力者取消及び錯誤無効などの主張や、消費者契約法上の不実告知取消の主張など、法律上消費者に認められた契約の取消、無効、解除ないし解約について、一切の主張ができないかのように読め、消費者の権利を制限し、消費者契約法10条に反します。

また、貴学院の業務は「第1条（1）役務内容 インターナショナル・メディア学院において、基礎学習・見学学習・体験学習などの指導方法により学習指導を行うもの」とされており、準委任契約にあたり、各当事者がいつでも解除をすることができるとされています（民法656条、651条）。それにもかかわらず、途中解約を認めないということは、消費者の権利を制限し、消費者契約法10条に反します。

したがって、第3条（3）を削除するよう求めます。

(2) 申入れの趣旨（2）について

ア 第3条（5）前段について

同項は、支払後の初期費用・授業料につき一切返金を認めないとされています。前述のとおり、解除ないし解約は認められるべきですが、生徒の既払額が、解除の事由、時期等の区分によっては、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えている場合があります。

そうしますと、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えた部分についても一切返金しないという本条項は、実質的に消費者契約法9条1号にいう「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」にあたります。

したがって、解除の事由、時期等の区分に応じ、貴社に生ずべき平均的損害の額を超えて消費者に負担させることとなる部分については、消費者契約法9条1号に反し、無効となります。

イ 第3条（5）後段について

初期費用が未払いの場合には、当該生徒が一切貴学院の指導を受講しない場合であっても初期費用の支払いを求められておりますが、同条（5）前段と同様、受講の有無、解約の時期によっては、貴学院に損害が生じていない可能性がございますので、同条項は消費者契約法9条1号に反しますので、削除するよう求めます。

また、授業料に関してですが、貴学院のホームページによれば、随時生徒を募集しています。そうだとすれば、貴学院は退学等によって今後貴学院の指導を受けないことを明確にした生徒が授業料を支払わなくなったとしても、他の生徒を入学させることによってその損害を補填することは可能です。したがって、支払済みの授業料を一切返金しないとするのは貴社の平均的損害を超え、消費者契約法9条1号に反します。

ウ つきましては、第3条（5）を削除するよう求めます。

以上